

## 井田病院体外式衝撃波結石破碎装置保守業務委託仕様書

### 1 目的

本件は、体外式衝撃波結石破碎装置保守業務について、専門的な知識と技能を有する受託者に委託することにより、機器の適正な管理運営を推進し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

### 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 履行場所

川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院

### 4 保守業務対象機器構成

体外衝撃波結石破碎装置 トルコ Delta II/Isocentric-UIMS (電動テーブル付)

### 5 保守内容

#### (1) 定期点検

定期点検については、契約期間内に2回と定め、技術員を派遣して行うこと。定期点検時の交換部品については、次のとおりとする。

- ・ ベローズ
- ・ ピュアウォーター
- ・ フィルター
- ・ モデルストーン
- ・ オーリング
- ・ バキュームグリス
- ・ シール剤
- ・ 駆動部潤滑油

#### (2) 水交換作業

水交換作業については、契約期間内に2回と定め、技術員を派遣して行うこと。水交換作業時の交換部品については、次のとおりとする。

- ・ ベローズ
- ・ ピュアウォーター
- ・ フィルター
- ・ モデルストーン
- ・ オーリング

#### (3) 障害対応業務

機器が故障したときは、速やかに技術員を派遣し修理を行い、機能を回復させること。

#### (4) その他

ア 定期点検及び水交換作業は、川崎市の指示する日時に行うこととする。

イ 定期点検及び水交換作業に必要な消耗品等は、受託者負担とする。

ウ 機器故障時の交換部品は、川崎市の負担とする。

## 6 点検報告

定期点検・水交換作業・障害対応業務を完了したときは、報告書をもって確認を受けること。

## 7 書類の提出

受託者は、医療法施行規則等の関係法令に規定される医療機器保守業務を適正に行う能力のある者の基準を満たしていなければならない。また、当該条項に規定する業務案内書、標準作業書及び業務従事者に対する研修内容等についての資料を提出し、川崎市と協議を行い、その承認を受けなければならない。

## 8 委託料の請求

受託者は、業務報告書の確認を受けた後、川崎市の指定する方法により請求するものとする。委託料の請求は2回分割とし、1回目は9月分保守期間終了後に、2回目は契約期間完了後に請求すること。委託料請求時には、報告書を添付すること。

## 9 感染防止対策

受託者は、業務を遂行する上で、病院という施設の特殊性を考慮し、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、保守点検作業を行うこと。また、万が一業務従事者が感染症等に感染した場合には、川崎市の指示に従い、当該業務従事者への処置及び他の者に感染することが無いように感染症対策を迅速に講ずること。なお、これらの処置にかかる費用については、受託者の負担とする。

## 10 業務の引継ぎ

次年度契約を承継した業者には、川崎市の通常業務が行えるよう、業務内容の引継ぎを行うこと。

## 11 その他

その他予期せぬ事態が発生したときは、協議のうえ処置を決定する。

## 12 サービスエンド

サービスエンドについて、契約開始日にその期日が分かっている場合は通知し、契約期間中に新たに判明したものについても判明した時点で即時川崎市へ通知すること。